

特別講演2

鉄道会社の産業医からみた職業ドライバーの健康管理

東海旅客鉄道株式会社 健康管理センター 所長 指原 俊介

鉄道輸送は、日本の公共交通機関の中で重要な社会的役割を果たしている。近年、鉄道全体のシステム技術の進歩に伴い作業内容や運転環境が改善され、保安・安全対策が飛躍的に進歩してきたが、ヒューマンファクターは異常時の対応等どの時代にも排除できない課題であり、安全管理と密接に関連した身体要件の判断基準が十分かどうかについて、時代の流れに沿って常時議論をしておかねばならないと考えられる。

特に列車運転士については、従来から鉄道営業法・動力車操縦者運転免許に関する省令・国土交通省関連通知等に基づきその身体基準が定められ、登用時の検査と1年毎の検査（医学適性検査）が行われてきた。しかしながら、H13年省令の改正により、身体要件について、障害の有無ではなく実際の作業に必要な身体機能・運動機能に着目した能力による適否判断が求められるようになった。

よって、医学的見地からは、疾患の重症度を含む運転業務に耐えうる能力について医療機関で十分な精査を行い、また最先端の医療技術の普及に伴いこれまで予測し得なかった医学管理上の問題について検討し、さらには疾患概念の変化についての扱いについて一定の見解を定めることも大切である。そして、動力車操縦者の職務内容の特殊性に鑑み、臨床的見解を踏まえながら、慎重に・客観的に業務内容に精通した医師が適性の有無につき判断を行う必要がある。その際、病態と自覚症状の乖離や、現在ある症状に関して突発的な変化や再発の可能性がある場合の対応を含め、運転業務に対するリスク評価が今後の課題の一つである。

上記を踏まえ、医学適性検査の判断基準の標準化・明瞭化を図るため、平成17年10月からJR健康管理研究会内に「動力車操縦者の医学適性検査に関するガイドライン作成検討委員会」が設置され近年病態が明らかにされてきた様々な疾病に対応した医学適性検査の判断基準の再検討が行われている。

今回、診断学や医療技術等の進歩に伴い予防的措置をどのように実施すると健康管理上のヒュー

マンリスクファクターを低減できるかを念頭に置きながら、最低限共有できる医学的判断はどのようなものか、またはそれらがどのように鉄道の安全・安定輸送に資することができるかを中心に、検討委員会での内容も含めて報告する。